

たなぐらまちしゅわげんごおよ
棚倉町手話言語及び

しょう しゃ じょうれい
障がい者コミュニケーション条例

かいせつしょ
(解説書)

たなぐらまちけんこうふくしか
棚倉町健康福祉課

ふくしかかり
福祉係

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい しゅわ げんご りかい そくしん しょう とくせい おう
第1条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じ
たよう たよう 多様なコミュニケーション手段の普及に関しての基本理念を定め、町の責務並び
に ちょうみんとうおよ じぎょうしゃ やくわり あき まち しさく きほんてきじ
町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、町の施策について基本的事
こう さだ 項を定めることにより、だれ じんかく こせい そんちょう ちいき なか ささ あ
誰もが人格と個性を尊重し、地域の中で支え合いながら、
あんしん く 安心して暮らすことのできる きょうせいしゃかい じつげん もくてき
共生社会を実現することを目的とする。

しゅ し 【趣 旨】

じょうれい せいてい もくてき さだ
条例を制定する目的について定めるものです。

【解 説】

じょうれい ないよう そうかつてき しめ
条例の内容を総括的に示したものです。

まずは、

- きほんりねん さだ
基本理念を定める
- まち せきむなら ちょうみんおよ じぎょうしゃなど やくわり あき
町の責務並びに、町民及び事業者等の役割を明らかにする
- きほんりねん もと まち しさく きほんじこう さだ
基本理念に基づいた町の施策について基本事項を定める これによって、
- しゅわ げんご りかい うなが
手話が言語であることの理解が促される
- たよう 多様なコミュニケーション手段が普及され、そうご かんじょう かんが ただ つたわ
相互の感情や考えが正しく伝わり
りかい ふか 理解が深まるとともに、ひつよう じょうほう しゅとく りよう そうご じょうほうでんたつ ようい
必要な情報の取得や利用、相互の情報伝達が容易にでき
るようになる そうすることで
- だれ じんかく こせい そんちょう ちいき なか ささ あ あんしん く
誰もが人格と個性を尊重し、地域の中で支え合いながら、安心して暮らすことの
きょうせいしゃかい じつげん もくてき
できる共生社会を実現できる ことを、目的としています。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ どうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) しょう しょうれい ひと しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はつたつしょう
障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障
いを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）
がある人であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある人にとって、
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい
日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における
ことぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい けいぞくてき にちじょう
事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常
生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段 じゆだん しゅわ しょくしゅわ ようやくひつき ひつだん もじ ひょうじ
手話、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、
てんじ ゆびてんじ おんやく へいひ ひょうげん ず みぶ てぶ じょうほうつうしん きき
点字、指点字、音訳、平易な表現、図、身振り、手振り、情報通信機器
等の障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。
- (3) ちょうみんどう ちょうない きよじゅう つうきん また つうがく もの
町民等 町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) じぎょうしゃ ちょうない えいりまた ひえいり と じぎょう おこな こじんまた
事業者 町内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人又は
ほうじん た だんたい
法人その他の団体をいう。
- (5) ごうりてき はいりよ しゃかいてきしょうへき と のぞ じょうきょう おう おこな
合理的な配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われ
る配慮であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

(しゅ し)
【趣 旨】

じょうれいない ようご いみ さだ
条例内の用語について、その意味を定めています。

【解説】

(1) 「障がいのある人」を定義しています。

聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人だけではなく、日常生活において
情報取得やコミュニケーションに支障がある人を対象としています。身体障がい、
知的障がい、精神障がい、難病その他の心身の機能の障がいがある人を示しま
す。

(2) 「コミュニケーション手段」を定義しています。

障がいのある人が、情報の取得やコミュニケーションを行うために、その障が
いの特性や個人の状況に応じて利用するコミュニケーション手段は、多岐にわたり
ます。

平易な表現には、短い文章、ルビ表記も含み、実物や絵図の提示には、ピクトグ
ラムやイラストも含みます。

また、コミュニケーションボード、ファックス、タブレット、スマートフォン、
人工喉頭などの用具や機器も含みます。

なお、重度障害者用意思伝達装置は、身体が動かないため意思疎通が難しい方が
視線等で文字をパソコン上に入力する装置で、障がいの特性に応じて使用する
意思疎通のための手段です。

(3) 「町民等」を定義しています。

町内に居住している住民だけではなく、町内に通勤、通学している方も含みま
す。

(4) 「事業者」を定義しています。

ちょうない じぎょう いとな こじん ほうじん ぎょうせい かつどう おこな
町内で事業を営む個人、法人、行政だけではなく、ボランティア活動を行う

だんたい ふく
団体も含みます。

また、乳幼児、児童、生徒の通う教育、保育施設や学校も含みます。

(5) 「合理的な配慮」を定義しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねんせいてい きてい しゃかい なか しょうへき
「障害者差別解消法（平成25年制定）」に規定されており、社会の中にある障壁

と のぞく しょう ひと なん たいおう もと ばあい ふたん
を取り除くために、障がいのある人から何らかの対応を求められた場合に、負担が

おも はんい おこな ひつよう てきせつ と く
重すぎない範囲で行う、必要かつ適切な取り組みです。

へいせい ねん しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい ちほうこうきょうだんたいどう ごうりてき
平成28年には、「障害者差別解消法」の改正により、地方公共団体等への合理的

はいりよ ぎむか きてい れいわ ねん じぎょうしゃ たい ぎむか きてい
配慮の義務化が規定され、令和3年には事業者に対しても義務化が規定されました。

また、合理的配慮は、必要とされる場面において、実施に伴う負担が重すぎない

はんい おこな ひよう ふたん ていど えいきょう こうりよ ほんだん
範囲で行われるもので、費用や負担の程度、影響などを考慮して判断するもので
す。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう しゅわ げんご 理解の促進及び障がいの特性に応じ
第3条 手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じ

たよう しょうごん ふうふ さいふ すべて ちょうみん そうご りかい
た多様なコミュニケーション手段の普及は、全ての町民が相互の理解

およ じんかく こせい せんちょう きほん おこな
及び人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

しゅ し 【趣 旨】

じょうれい もくてき たっせい ひつよう きほんてき かんが かつ さだ
条例の目的を達成するために必要な基本的な考え方について定めています。

【解説】

障がいの有無にかかわらず、全ての町民が対話や交流を通してお互いの考え方を理解しようと努め、人格と個性を尊重することを基本として、「手話が言語であること」を理解したうえで手話を理解させること、そして、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を普及されなければならないことを定めています。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることの理解の促進及び障がいのある人のコミュニケーション手段の普及に関する施策を推進するものとする。

【趣旨】

本条は、町の責務について定めています。

【解説】

町は、基本理念の実現に向け、手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及を目的として、必要な施策を推進しなければならないと定めています。

推進する施策については、第7条「施策の推進」に掲げていますので、第7条で詳しく解説します。

ちょうみんとう やくわり
(町民等の役割)

だい じょう ちょうみんとう きほんりねん たい りかい ふか まち すいしん しさく
第5条 町民等は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に
きょうりよく つと
協力するよう努めるものとする。

しゅ し
【趣 旨】

ほんじょう ちょうみんとう やくわり さだ
本条は、町民等の役割について定めています。

かい せつ
【解 説】

ちょうみんとう きほんりねん じつげん む きほんりねん たい りかい ふか
町民等は、基本理念の実現に向け、基本理念に対する理解を深めていただくとともに、
まち すいしん しさく きょうりよく やくわり
町が推進する施策に協力していただくことを役割としています。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか まち しさく きょうりよく
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力する
よう努めるとともに、しょう ひと ひど
障がいのある人がコミュニケーション手段を
りよう しょうりてき はいりよ おこな つと
利用するための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

しゅ し
【趣 旨】

ほんじょう じぎょうしゃ やくわり さだ
本条は、事業者の役割について定めています。

かい せつ
【解 説】

じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか まち しさく きょうりよく
事業者は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力していただくとともに、
しょう ひと たい はいりよ たいおう ひつよう し じぎょう
障がいのある人に対して、どのような配慮や対応が必要なのかを知っていただき、事業

かつどう おこな 活動を行うにあたって、合理的な配慮のもと必要かつ適切な取り組みを行うものとして
います。

合理的な配慮については、第2条「定義」の(5)で解説しています。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進に関する施策
- (2) 多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策
- (3) 多様なコミュニケーション手段の選択の機会確保に関する施策
- (4) 情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の利用支援に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

【趣旨】

本条は、第4条に定める町の責務として、町が推進する施策について定めています。

【解説】

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進に関する施策

条例の内容や手話が言語であること等の理解促進に向け、条例の内容をわかりやすく掲載した解説書の作成や簡単な手話でのあいさつ等を掲載したパンフレット等の

作成に取り組みます。

また、様々な分野の関係機関が協働し、地域の中で支え合いながら、障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、住民が一体となって手話を含む多様なコミュニケーション手段への理解の促進に努めます。

(2) 多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策

広報やホームページ、SNS等を活用し、手話を含む多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みます。

また、町民等や事業者と連携・協力しながら、障がいのある人が安心して相談することができる支援体制の構築を図ります。

(3) 多様なコミュニケーション手段の選択の機会確保に関する施策

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段により意思疎通をするため、公共施設等の環境整備や情報提供の充実を図りながら、情報を取得・利用する機会の確保に取り組みます。

(4) 情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の利用支援に関する施策

タブレットやホワイトボード等を活用し、窓口においての行政手続き等のコミュニケーション手段の利用支援に取り組みます。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

この条例の目的を達成するために必要な施策を推進します。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることを規定しています。

【解説】

この条文は、条例で定められていない詳細な事柄について、町長が別に定め決定する委任規定です。

【参考】

「手話が言語である」ことについての根拠法令は、平成18年に国際連合で採決され、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」であり、コミュニケーション手段には、手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、簡単な表現などによる多様なコミュニケーション手段があるとしています。

また、平成23年に「障害者基本法」が改正され、すべての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段や、情報取得・利用のための手段について、選択の機会拡大が図られることと定められました。